

令和元年度 文教委員会資料⑥

【所管事務の調査（報告）】

川崎シンフォニーホール天井脱落事故に係る損害賠償請求事件について

資料 川崎シンフォニーホール天井脱落事故に係る損害賠償請求事件について

市 民 文 化 局

（令和元年11月20日）

川崎シンフォニーホール天井脱落事故に係る損害賠償請求事件について

1 事件の概要

平成23年3月11日、午後2時46分頃発生した東北地方太平洋沖地震の直後、川崎シンフォニーホールの音楽ホールの天井が脱落する事故が起きた。本市は、復旧工事その他必要な措置を実施するための費用負担を余儀なくされたことについて、平成25年8月9日、設計者、施工者及び工事監理者（8者）を相手として損害賠償請求の訴えを提起したが、第1審、控訴審ともに棄却と判示された。

2 当事者

(1) 控訴人 川崎市、公益財団法人東京交響楽団外92名
(第1審原告)

(2) 被控訴人 独立行政法人都市再生機構、清水建設株式会社、大成建設株式会社、
(第1審被告) 株式会社安藤・間、日本音響エンジニアリング株式会社、株式会社オクジュー、
株式会社日東設計事務所、株式会社松田平田設計

3 請求の主な内容

20億5084万8281円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

【内訳】

復旧工事費用：18億3525万4067円、被害調査費用：1707万3000円、安全点検費用：428万4000円、
設備管理費用：570万2112円、文化事業支出金：203万4710円、旅費・日当に係る経費：5万9640円、
弁護士費用：1億8644万0752円

4 訴訟の経過

(1) 第1審（横浜地方裁判所）

ア 平成25年8月9日 訴えの提起（口頭弁論期日19回、進行協議期日2回）
イ 平成30年5月31日 判決 ⇒ 本市の請求を棄却

(2) 控訴審（東京高等裁判所）

ア 平成30年6月12日 控訴の提起（口頭弁論期日2回）
イ 令和元年11月7日 判決 ⇒ 本市の控訴を棄却

5 訴訟の主な争点

(1) 本件事故の発生原因

天井脱落の発生原因は吊りボルトの接合部材の外れ（破断）にあるか。

(2) 吊り天井の瑕疵の有無

吊り天井に、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵があるか。

(3) 吊り天井の瑕疵と本件事故との因果関係

吊り天井の瑕疵と天井脱落との間には因果関係が成立するか。

(4) 被控訴人らの不法行為責任

被控訴人らに吊り天井の瑕疵を招いた注意義務違反があるか。

(5) 本市の損害

本市が受けた損害は20億5084万8281円であるか。

6 第1審（横浜地方裁判所）の判断

本件事故の発生原因は吊り天井の接合金具の外れ（破断）にある【5（1）】と断定できず、被告らの不法行為の成立は認められない。また、吊り天井に、建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵がある【5（2）】とは認められない。5（1）及び（2）以外の争点は判断するまでもない。

⇒ 本市の請求を棄却

7 控訴審の判断に係る本市の主張

(1) 本件事故の発生原因【5（1）】

ア 本件事故の発生原因は、被害調査報告書によれば吊りボルトの接合部材の外れ（破断）にあるといえる。訴訟における事故の原因の立証は、経験則に照らし、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る程度の高度の蓋然性を証明することであるところ、本件事故の原因が、吊りボルトの接合部材の外れ（破断）にあることについて高度の蓋然性がある。
イ 溶接部分の耐力は45kNであり、吊りボルトの接合部材の最大荷重4.52kNの10倍であることから、適切な溶接であれば、溶接部分の破断によって吊り天井は落下しない。

(2) 吊り天井の瑕疵の有無【5（2）】

ア 吊り天井の1次下地における吊りボルトの設置間隔について、本件事故当時、吊り天井における吊りボルトの間隔は900mm程度とする一般的技術水準が存在し、音楽ホールの吊り天井はこの一般的技術水準に反する。
イ 吊りボルトの接合部材は、水平力に対する耐性は予定されていないから、このような吊りボルトの接合部材を水平力がかかる吊り天井の接合部材として使用すること自体が瑕疵に当たる。
ウ 吊り天井においては、吊りボルトの接合部材に地震時に付加される力が、当時の接合部材の耐力を超えるとの計算結果に基づき、当該接合部材を使用したことは建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵に当たる。

8 控訴審（東京高等裁判所）の判断

(1) 本件事故の発生原因【5（1）】

本件事故の原因が、吊りボルトの接合部材の外れ（破断）にあるのか、溶接部分の破断にあるのかを特定できないことは、被害調査報告書が、天井落下のプロセス等として、吊りボルトの接合部材が外れたことに加え、溶接の破断を並記していることなどからも明らかである。

(2) 吊り天井の瑕疵の有無【5（2）】

ア 音楽ホールの建築当時、断面が大きく、その分たわみにくい天井下地材を用いた吊り天井において、1次下地における吊りボルトの間隔を900mm程度としなければ、建物としての基本的な安全性を損なうことになる一般的技術水準があったものとはいえない。
イ 吊りボルトの接合部材自体に、水平力に対する耐性が全くないものとはいえず、他の部材等とも使用することで水平力に対する耐性を保持することも可能である。
ウ 吊り天井が最初に落下したと控訴人が主張する部分（音楽ホール後方の天井重量が最も重い部分）における上段吊りボルトの接合部材の最大斜め耐力は、想定される地震時に受けると算定される斜め方向の力を下回るものではない。

(3) 結論

5（1）及び（2）は、いずれも認められないから、その余の点について判断するまでもなく、控訴人らの被控訴人らに対する不法行為に基づく損害賠償請求は理由がない。

⇒ 本市の控訴を棄却

9 本市の対応

本件事故は、特定の建物を新築する際の天井に関する詳細な技術基準の新設に繋がったとともに、全国の既存のホールや体育館などで天井耐震化の動きが広がるきっかけとなった。

また、この裁判の第1審及び控訴審判決は、地震時における建物の瑕疵の判断に当たり、吊り天井の吊り元に設置された接合金具の耐力数値について、カタログ記載の上下の揺れの数値だけではなく、実験等で調査しなければ知り得ない前後左右の揺れの数値をも考慮に入れた上で判断された。

このことは、「建築物の耐震性に関する技術基準の適用がない場合であっても、地震時の実際の揺れを考慮に入れて建築部材を選択するなど、建物としての基本的な安全性が欠けることのないよう配慮すべき注意義務が建築に携わる者にはある。」という裁判所からのメッセージが込められているものとする。

本件裁判は、こうした社会的に意義のある裁判であったものの、控訴審判決も本市の請求を認めないという受け入れ難い結果であったことから、最高裁判所への上告に向けた検討をしてきたが、控訴審判決の内容に法律に基づく上告理由を十分に見い出すことが難しく、上告しても本市にとって有利な結果が得られる可能性は極めて低いと判断し、上告しないこととした。